

乳児の里親委託の取り組み

どうなるか乳児の里親委託目標／里親が見た乳児院／
0歳児を養育している里親数／里親会アンケートにみる0歳児の里親委託

2016年（平成28年）の児童福祉法改正で、要保護児童は原則里親養育で、となりました。なかでも乳児は最も優先されるべき、とされています。そして、乳児の里親等委託率75%目標の期限は今年度（2024年度）末になっています。進展はあったのでしょうか。この機会に乳児、なかでも0歳児の里親委託についてみていきます。（木ノ内博道）

社会的養育ビジョンにみる目標

改正児童福祉法で、代替養育の基本は家庭養育であるべきとされました。しかし当時の里親等委託率は17.5%に過ぎませんでした。

改正した児童福祉法と現実があまりにも乖離しているとして「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が動き出しました。その報告書『新しい社会的養育ビジョン』が示されたのが2017年（平成29年）の8月。取り組みの行程表が示されて、①3歳未満の子の里親等委託率は概ね5年以内に75%以上に、②それ以外の就学前の子の里親等委託率は概ね7年以内に75%以上に、③学童期以上の子の里親等委託率は概ね10年以内に50%以上に、と提言されました。その「3歳未満の子の里親等委託率は概ね5年以内に75%以上」の期限が今年度（2024年度）末になっています。“概ね”とありますから、厳格なものではありませんが、決まりではあります。

なお要保護児童を実際に委託するのは国ではなくて地方自治体です。そこで、国の目標を参考に各都道府県市で、それぞれ目標が作られました。自治体ごとの、3歳未満の子の里親等委託率をみていきましょう。

国の基準である75%以上を目標とした自治体は、福島県、岡山県、岡山市、大分県、川崎市、相模原市、京都市、福岡市、世田谷区の9自治体。70%以上75%未満を目標にしているのが茨城県の1自治体。60%台の目標が長崎県1自治体。50%台の目標が山形県、栃木県、千葉県、千葉市、新潟県、新潟市、静岡市、浜松市、滋賀県、香川県、福岡県、佐賀県、明石市の13自治体です。反対に目標の低い自治体

は、10%台が東京都の1自治体。20%台が愛知県、奈良県、広島県、広島市の4自治体。30%台が青森県、岩手県、群馬県、埼玉県、さいたま市、神奈川県、福井県、兵庫県、宮城県、仙台市、横浜市、堺市、神戸市、北九州市の14自治体。今年度末の目標に就学前の子どもを加えている自治体もありますが今回のカウントからは外しました。

多くの自治体が国の定めた目標を下回っていますが、下回る理由としては、登録里親確保の問題（4自治体）、登録里親の養育技術・経験にばらつきがある（2自治体）、子どもと里親のマッチングの問題（2自治体）、里親家庭への継続的な支援の必要性（1自治体）、実親の同意の問題（5自治体）、などが挙げられています。

里親に聞く乳児院体験

ビジョンの目標にも見られるように、他の年代の子どもに比べて乳児の里親等委託率を早く達成するように、とされています。

実は乳児ほど施設ではなく家庭で養育される必要があるというのが代替養育先進国の考え方になっています。たとえば乳児院の話をそうした人にとすると、「まだ日本には乳児院があるのですか」と驚かれます。

こども家庭庁の発表している乳児院の数は、2023年（令和5年）3月末現在に全国で145か所、2351人の赤ちゃんが乳児院で暮らしています。

知り合いの里親で、以前に乳児院と接触したことのある人に聞いたところ、下記のようなご意見をいただきました。

- 乳児院が赤ちゃんを措置変更する際に児童養護施設を検討する段階で里親委託も検討するような感じだった（0歳児は乳児院が当たり前だった）。
- 預かる子どもとの交流には半年もかかった。遠方の乳児院に夫婦そろって休みごとに行った。大きな負担だったが、もちろん手当のようなものはありませんでした。
- 乳児院で驚いたのはミルクを枕にたてかけて飲ませていたことでした。
- 話ができるようになった子どもたちに職員を名字プラスママと呼ばせていて、結果的に母親が何人もいる感じでした。乳児院経由でお預かりした子どもも愛着形成が不十分という感じが否めませんでした。
- 子育て経験のない里親の力量を危惧する声を聞きますが、むしろ思春期の自己の主張の強い子どもより、新生児の方が育てやすいと思います。どんな家庭にも初めてはつきもの、赤ちゃん養育に地域のサポートの資源をフル活用するのが、これからの児童福祉のあり方だと考えます。

卑近な例で恐縮ですが、我が家で1歳になる前の赤ちゃんを乳児院から委託された時の話をしてみたいと思います。預かる前に乳児院に行くと、赤ちゃんのいるところに男性が入ったことがないようで、私の声に赤ちゃんたちは驚いた感じでした。院長は男性でしたが、職員に聞くと院長は赤ちゃんのいる部屋には入ったことがないとのことでした。30年前の県立の乳児院です。赤ちゃんの入浴は職員が服を着たまま流れ作業のように赤ちゃんを裸にし洗い拭いていました。

その子が我が家に来て、里親と一緒に風呂に入ることには驚いていたようです。また、余談になりますが、その子は1歳前にも関わらずパパと言ってくれたので喜んでいましたが、実は乳児院で散歩をするときに樹木を触らせたりしていたようで、職員が葉っぱと教えたのがパパと私が聞き間違えたのでした。しかし、多くは最初の言葉と言えは養育してくれる人を言うのだと思っていましたが、乳児院ではそうではないのか、と思いました。

0歳児の里親委託は進んでいるか

福祉行政報告例で、2023年（令和5年）3月末までの1年間、子どもの里親委託状況をみるができます。0歳児については全国で204人。全年齢で6217人ですから0歳児は3.3%を占めることとなります。

0歳児の里親委託の多い自治体をみていくと、愛知県が13人。名古屋市10人。福島県・岐阜県9人。北海道・大阪府・横浜市8人という状況です。

ところで、0歳に関係なく、養子縁組里親への委託は愛知県14人、名古屋市16人、福島県12人、岐阜県9人、北海道4人、大阪府8人、横浜市11人です。

里親委託児童数が多ければ0歳児の委託も多くなるでしょうか。0歳児が全体の何%になるかをみてみましょう。愛知県の場合里親に委託されている全児童数は194人ですから0歳児の割合は6.7%となります。全国平均の3.3%と比べると倍の数字となります。同様に名古屋市をみると8.1%。福島県は9.8%、岐阜県は15.8%、北海道は2.4%、大阪府は5.5%、横浜市は7.8%です。

このようにみえてくると、0歳児の里親委託には、特別養子縁組とともに委託児童数の多さが深く関係していると言えそうです。

アンケートで聞いた0歳児の里親委託

2024年12月15日～2025年1月10日に、里親が0歳児を受け入れるにはどのような課題があるのかなど、地域の里親会の事務局にアンケートを行いました。回答は39。集計で複数回答あり。

まず「0歳児の里親委託はいかがですか」との質問に、①大変うまくいっている、が7（14.6%）、②普通、が19（39.6%）、③うまくいっていない、が8（16.7%）、④対象の子がない、が8（16.7%）、⑤その他、が7（14.6%）との回答でした。その他のなかのご意見として「0歳児は原則として里親委託としているが、家庭や子どもの状況から乳児院に措置することもある。一概にうまくいっているとの評価は難しい」「養子縁組の同意がない場合や障害のある赤ちゃんの場合は受け入れる里親が見つけない」「養子縁組希望の里親にしか話が来

ない」「児童相談所間で委託の取り組みに差がある」「0歳児は原則乳児院」などがありました。「うまくいっているかどうかは主観に負う部分があり、一概に言えない」という指摘もありました。

2番目の質問として「うまくいっている理由」について聞きました。①行政の取り組み、が7(21.2%)、②受け入れる里親が豊富、が7(21.2%)、③乳児院が少ない、が4(12.1%)、④支援体制がある、が8(24.2%)、⑤その他が7(21.2%)、との回答でした。その他のご意見としては「養子縁組は委託につながりやすい」「乳児院経由なので育児の指導を受けたり、家庭内の調整の時間を設けることができる」「独自に、未委託里親のスキルアップに取り組んでいる乳児院がある」などがありました。

3番目の質問として「うまくいっていない理由」について聞きました。①行政の取り組み、が8(27.6%)、②0歳児を受け入れる里親の不足、が7(24.1%)、③乳児院が多い、が0、④支援体制が不足している、が5(17.2%)、⑤その他、が9(31.0%)、との回答でした。その他のご意見としては、「0歳児委託実績のある里親に集中する」「親からの同意がとれない」「里親の経験不足」「すぐに受け入れる里親の不足」「里親委託への実親の反対」「里親の能力向上のための取り組みが不十分」「里親活用より即乳児院、という風潮」などがありました。

最後に「自由記述」でご意見を伺ったところ、下記のようなご意見をいただきました。

- 新生児や乳児に家庭養育が重要であることを社会も実務者も理解していない。また、障害や基礎疾患のある子どもを受け入れることも社会的養護の役割であることが理解できていない里親が少なくない。
- 0歳児の養育については特別養子縁組を希望する里親が多く、養育里親として0歳児を受け入れる里親が限られていると感じる。
- 育児休業、育児休暇取得の対象拡大、保育園の優先利用などが課題。
- 乳児養育の知識や経験の少ない里親への研修や支援の必要性。
- 未委託の里親は多いのに、使える里親、使

えない里親と児童相談所が分けているように感じる。

- 実親に寄り添う組織や、委託を進める組織と連携できる組織が必要。
- 障害のあるなしを経過観察している施設関係者がいるが、早期に里親委託することが大事だと思う。
- 里親が安心して養育できる体制作りをするべき。
- もっと行政の熱意が必要である。
- より若い里親の開拓をするべき。
- 行政の取り組みで、子どもを里親に取り入れるという先入観を実親に抱かせないようにすることが大事。
- 養子縁組を希望する里親が多く、0歳児というと養子縁組をイメージしてしまう児童相談所職員がいるように思う。
- 委託があるまで働いている里親が多く、すぐ委託とはならない現状である。委託開始までに数か月かかってしまう。
- まず乳児院への委託、それから里親への措置変更という習慣がある。
- 乳児院が満床でないと里親委託にならない。里親は後回しの感じ。

全体の印象としては、養子縁組里親の存在が大きく、乳児の“養育里親”の影が薄くなってしまいうように感じます。養子縁組里親が同時に養育里親を兼ねている場合もあり、乳児委託の場合、養子としてなのか養育としてなのか分かりにくくしているように感じます。また、そのことが子どもをとられてしまうのではないかと実親の反対を誘っているのではないかと。それから、未委託の段階では共働きの里親が多く、急な委託に対応できないケースが多いように感じました。難しいかも知れませんが、未委託里親にも経済的な補助をすべきか検討してはいかがでしょうか。乳児の委託にあたっては保育園の優先利用なども検討されるべきでしょう。

アンケートに回答をいただいた地域の里親会事務局の皆さま、また、コメントをいただいた里親の皆さま、ありがとうございました。

● 編集スタッフからのおすすめの本 ●

本

子どもの脳を傷つける親がやっていること／最新脳研究でわかった

友田明美著 出版社：SB新書 発行日：2024年12月 定価：950円+税



末尾には、「この本は、私が長年にわたって培ってきた知識と経験を、1人でも多くの人に役立ててもらいたいという願いから生まれました」とあります。2024年10月に福井県で行われた第69回全国里親大会ふくい大会で基調講演した友田明美氏(福井大学子どものこころの発達研究センター教授)の近著です。基調講演やシンポジウム同様、子どもへの避けたい関わり(マルトリートメント、以下マルトリ)による脳の影響や、これを防ぐ「マルトリ予防」(福井大学の登録商標)、地域の大人が親と共に協力して子育てに取り組む「とも育て」(同)をテーマとしています。講演より実践的で踏み込んだ内容となっています。

「傷ついた脳を癒やす方法」では、トラウマ治療に有効だとしてEMDR(眼球運動による脱感作と再処理法)を挙げ、この仕組みを用いて簡単にできる簡易EMDRも図解しています。また、マルトリのリスク

を事前に察知する方法を記してい

ます。「マルトリリスクのある親が笑顔の表情に気づきにくい」という研究に基づいてプログラムを開発、リスクを発見し、支援につなげるため、医療・福祉の現場での活用を目指しているそうです。

終章では里親制度や特別養子縁組における子育てのあり方を具体的に述べています。「子どもを中心にチームで“とも育て”をする」という考えを説き、「ささいなことでも相談できるシステムを備えたチームの中で子育てしてほしい」と呼び掛けています。とりわけ里親は、心の問題を抱える子どもに対応するケースが多く、地域全体で子どもだけでなく里親も支える必要があるとしています。本書を読みながら、福井で多くの里親さんと共に学んだ時間や交流を思い出しました。

若林朋子

本

里親と特別養子縁組／制度と暮らし、家族のかたち

林浩康著 出版社：中公新書 発行日：2024年10月 定価：820円+税



林浩康氏(日本女子大学人間社会学部教授)の近著で、当事者のインタビューや海外の事例などが多く盛り込まれています。林氏も第69回全国里親大会ふくい大会でシンポジストなどを務めており、発表を掘り下げて理解するテキストとして読むことができます。

「第6章 過去とつながる」を興味深く受け止めました。著者は2021年から2022年にかけて行われた「養子縁組記録の適切な取得・管理及びアクセス支援に関する研究会」(日本財団)の座長を務めました。研究会に参加した養子当事者らのインタビューなどから、記録をどう保存・管理していくか、開示にあたっての支援を検討し、「開示されることを前提とした記録の取得のあり方や、生みの親の個人情報保護という理由で記録が開示されない問題を養子の立場から問う必要がある」と述べています。また、終章では、第三者の精子・卵子提供による生

殖補助医療と関連付けて「出自を

知る権利」に言及し、権利保障のあり方を今後の課題としています。

終章「里親・特別養子縁組のこれから」では、地域の里親会が発行する「里親だより」からの引用を端緒に、子どもの意見表明権の保障について言及しています。また、里親制度・特別養子縁組の推進について、①制度の啓発、②養育支援体制の充実、③育ちづらさを抱えた子どもたちへの専門的な支援——を必要な取り組みに挙げています。特別養子縁組という制度が誕生して30年以上経過し、「こどもまんなか社会」の理念を踏まえて里親制度や特別養子縁組を捉えた場合、支援はどうあるべきなのでしょう。本書は学術書ではなく一般向けの新書であることから、考える材料を広く社会へ投げかけているといえます。

若林朋子

「里親だより」で紹介してほしい本、映画がありましたら、どうぞ事務局までご一報ください。

「里親育休」の法制化を

全国里親会／政府要望書に23項目／措置費の不公平是正など訴え

全国里親会は2024年11月14日、里親への支援拡充などを国に求める同年度の要望書を、政府のこども政策を担当する三原じゅん子内閣府特命担当大臣に提出しました。今回は、被虐待児や障がい児の措置割合が急激に高まっている近年の情勢を踏まえ、里親の約6割を占める共働き世帯に配慮した「委託前後などに育児休業が取得できる法改正」など5つを重点項目とした上で、計23項目を要望しました。(古根川淳也)

全国里親会は2017年度から毎年、社会的養護を所管する厚生労働省やこども家庭庁の担当大臣を河内美舟会長が訪問し、全国の里親から集めた声を要望書として提出しています。これまでの活動では、里親手当の増額と2人目以降の減額解消(20年度)や里親登録証の導入(22年度)などが実現したほか、面会を通じて大臣に里親への理解を深めていただくことができました。本年度は全国8ブロックを通して都道府県市里親会から集約した意見をまとめています。

重点項目としたのは育児休業以外に、▷措置費加算や保育所利用などの不公平解消▷多様化する子どものニーズに対応した専門性のある里親の育成▷里親支援センターなどによる里親会活動の支援と協働▷里親やファミリーホームを里子の代弁者と位置付け、児童相談所が支援方針や処遇を検討する際は必ず意見聴取を行う、の4点です。

共働きの里親を支援

里親として子どもを養育するための育児休業は特別養子縁組が前提の場合以外は法制化されていません。要望の背景には、養育が難しい子どもの増加があります。厚生労働省の調査などでは、夫婦とも正規雇用の里親に委託された児童の3人に1人は何らかの障がいがあるとの結果が出ています。試し行動などが現れる難しい時期に育児に専念し、離職を回避できるようにすることが目的です。

里親にも障がい児加算を

措置費では、児童養護施設には障がい児等の加算がありますが里親にはありません。また、全国里親会の団体保険である里親賠償保険や、各自治体ごとに設けた独自の里親保険がありますが、保険料を全額公費で負担するかは地域によって差があります。これらの不公平を解消するために国の指導と財政措置を求めています。

多様な専門里親制度の検討

子どものニーズの多様化に対応して、「一時保護専門里親」「ショートステイ里親」などの新たな専門里親について議論するよう求めています。現状では、本来は専門里親が担うべき児童が養育里親に委託されるケースが多く、制度のあり方について検討を促すのが目的です。

里親会活動に公的支援

2024年度から全国に設置された里親支援センターについて、里親会との連携や協働を強化し、里親会の事務局を担うための財政措置を要望しました。里親会は里親の当事者団体ですが、公的支援は自治体ごとにばらつきがあり、活動に支障をきたしている事例もあります。養育スキルの向上や里親の孤立化防止のためにも、全国どの地域でも里親会が活発に活動できるよう支援を求めるものです。

里親を児童の代弁者に

里親やファミリーホームを委託児童の代弁者と位置付け、児童相談所が支援方針や処遇を検討する際には意見聴取を義務付けるよう求めました。子どものアドボカシー(意見表明権)を保障するとともに、里親の地位向上を図るものです。



▲ 左から河村建夫顧問、三原じゅん子大臣、河内美舟会長

令和6年度 里親家庭養育推進要望書（要約）

こどもの権利保障と里親の地位向上

- ○里親と関係機関が委託児童に関する情報を共有し、連携を密に
- 自立支援計画の策定と定期的な見直しを児相の必須業務とし、その**策定及び改定には児童本人、里親等からの意見聴取を必須**とし、実親への説明と同意を実施する
- 児童の支援方針を変更する会議では、**里親から「こどもの生育状況」「生活の現状」「地域社会での他者との関係性」などについて十分な情報と意見を聴取**し、児童本人の希望を第一に尊重して決定する
- 社会的養育経験者（一時保護や児相による相談・通告対応を含む）に関する情報データベースを制度設計し、個人情報永久保存や本人に対する情報開示などの運用を盛り込む
- ○家庭支援、児童支援などの関係機関の更なる連携強化と、市区町村の対応窓口の権限拡大や強化、体制の充実などをはかり、迅速な支援対応と救済が可能となるよう早急に検討
- ○社会的養育の諸施策の立案や改定においては、当事者の意見表明の機会を保障し、真のアドボカシーを確立

安心して委託が受けられる制度設計

- ○特別養子縁組した家庭に養育里親と同等の支援を行うことを里親支援センターの業務とする
- ○**委託前や委託直後、養子縁組への移行期間等に育児休業の取得が可能となるよう法改正**
- 措置後の各種福祉サービスをスムーズに利用できるよう児相や市区町村が手続きに責任を持ち、里親の負担を軽減する。また自治体によって差がある保育所や放課後等デイサービスなどの優先利用について格差を是正する
- ○**養育里親・ファミリーホームに障がい児や被虐待児が多数委託されている現状を踏まえ、児童養護施設と同様に措置費の障がい児等加算を求める**
- 里親家庭での一時保護の増加を踏まえ、一時保護期間中のレスパイトケアの利用を認め、登園や通学を原則可能にする

里親リクルート、里親委託の推進支援

- 里親制度のなお一層の普及啓発。自治体職員、教育関係者、医療関係者等への周知

- 里親認定登録のための全国共通の研修制度を確立し、県外転出等による再研修・再登録を簡素化し、県をまたいだ委託を促進
- ○**一時保護専門里親や週末里親、ショートステイ里親、自立等支援を専門とする里親など、こどものニーズに応じた里親の類型化について議論を進め、専門里親制度のあり方を検討**
- 里親支援センターの早期設置を促し、こどものケアニーズの多様化に伴う里親支援体制が可能となる配置基準と予算措置を

里子の自立支援の拡充

- 自立支援ガイドラインの検証と見直し、それに伴う予算措置と関係機関への周知
- ○自立支援資金貸付事業の返済免除要件緩和。自立支援事業や給付型奨学金なども拡充や要件緩和
- こどもの資格取得やキャリアアップ活動に給付金・支援金の制度創設
- 障がいのある里子が、学びなおしやスキル獲得のための事業所や就労継続支援事業所などに通所する場合、措置延長や自立支援事業への移行など、こどもに最大限の機会を提供

家庭養育推進へ公費拡充

- **地域によって差がある里親賠償保険の保険料全額公費負担を全国共通の制度に**
- ○特に高齢児の措置で制服や学用品等を急いで用意する場合、前払い等の柔軟な対応で里親家庭の負担を軽減。公費の支給対象も拡大を
- ○一時保護、レスパイトケアの引き受け、養育援助、週末里親、季節里親等の委託料引き上げ。児童の年齢に応じた措置費の加算と、**社会的養護施設に支給されている支援金や加算手当相当額を里親家庭にも支給**
- 組織率が低く事務局体制も不十分な里親会が存在する。**里親会活動の充実と体制強化は養育スキル向上や里親支援センターの事業円滑化に資するものが大きい**。自治体や児相は里親会への入会勧奨を強く行い、**里親支援センターの業務に里親会支援を加え、里親会の事務局を担う予算を措置**

※「○」は新規内容を含む項目。**太字**は重点項目の関連事項

※重点項目の要約は「全里マンスリー」2024年12月号参照

私の 養育体験

本井信広さん、栄子さんに聞く
(群馬県)



▲ 本井信広さんと妻の栄子さん

難病の次女「障害が出なかったのは奇跡」 受託後から真実告知「隠さない」を基本に

本井信広さん・栄子さん夫婦は里親歴33年のベテランです。乳児期から育て特別養子縁組した長女(Mちゃん)は32歳、「糖原病」という病気を抱えて2歳半で受託した次女(Aちゃん)は27歳となり、2人ともこのほど結婚しました。姉妹のほか、短期で受託した子どもは10人以上います。子育てのさまざまな課題を里親会の活動や学校・地域との関わりの中で、どのように解決してきたのでしょうか。
(若林朋子)

「里親が少ない」と聞いて登録

信広さん 私たちは北海道生まれで私は今金町、妻は奥尻町の出身です。知り合ったのは高校生のころで、姉と彼女のアルバイト先が一緒に、それが縁でした。大学卒業後、群馬県内の企業に就職し、遠距離恋愛を経て1982年6月に結婚しました。

栄子さん 夫とは短大に進学した後は疎遠になっていましたが、夫の両親が知人を通して私に連絡を取ってくれました。結婚後、なかなか子宝に恵まれず、不妊治療もしましたが体の負担が大きく、諦めざるをえませんでした。「2人で生きていこう」と思っていたのですが、私の実家は寺で、地域コミュニティの中で子どもを預かったり、親族の子が遊びに来たりして、いつも子どもがいる環境でした。職場の同僚の恩師が児童相談所(児相)に勤務しており「里親が少なく困っている」と知って話を聞きに行き、「夫婦で子育てしたい」と思っていたので1992年に特別養子縁組希望で里親登録をしました。

家族一丸で「体育の予習」

栄子さん 1994年、Mを1歳10ヵ月で受託し、4歳になったころに特別養子縁組が成立。2024年に32歳で結婚するまで一緒に暮らしました。Mはユニークな子で、保育園では1日中アリの観察し、保育士さんに驚かされたことがあります。小学生になると夏休みの宿題では昆虫や鳥を自由研究の対象とし、興味のあることをとことん突き詰めようとしていたので、私も夢中になって観察に付き合いました。

Aは2000年に2歳6ヵ月で受託し、措置延長を経て2年前に25歳で結婚するまで一緒に暮らしていました。Aは糖原病という難病で、糖分が不足すると失神するため1日6回(16歳以降は4回)も食事が糖質を摂取する必要があります。食事ができなければすぐに入院して点滴を打ってもらわねばなりません。このような病を抱えていたにもかかわらず、詳細な説明を受けたのは3歳の時でした。医師から「脳に障害が出る病気なので、本当のことを話すと委託できないと思った」と言われました。これをきっかけに群馬県里親の会として、県に「受託時には必ず見通しも含めて病気に関する情報を公開してほしい」と要望し、認められました。

Aは運動が苦手だったので、高校を卒業するまで家庭で「体育の予習」をしました。例えばピアノの椅子に座布団をくりつけて跳び箱とし、マット代わりに布団を敷いて練習しました。できないままのこともありましたが、Aは「体育で(通知表の)3を取ってから卒業したい」と言ったので、家族で

きる限り、練習に付き合いました。一時期、運動機能の不調から歩けなくなったこともありましたが克服し、糖原病による知的障害は発症しないまま成長しました。主治医から「このような事例は大変珍しく、奇跡。報告させてほしい」と言われ、医学関係の学会で、主治医が発表したこともあります。

25年前に「おしゃべりの会」

栄子さん 私たち夫婦が里親であると地域の人には伝えていしますので、子どもを受託するとその子に挨拶をしてくれたり、服やベビーカーを貸してくれたり、とても親切にしてもらっています。保育園・学校ではPTA活動に参加し、自治会の役員、民生委員なども積極的に務めるようにしていました。

25年前、里親同士のつながりを求めて県内の3人の里母で「おしゃべりの会」を立ち上げました。子育ての楽しいことや辛い思いなどを里親同士なら話せるし、聞いてくれる人がいるだけで気持ちが軽くなり、前向きになれると思ったからです。始めてから数年後には里親さんだけではなく、里親支援専門相談員や児相の里親担当職員も参加してくれるようになりました。この活動は2024年で終了し、より小さな単位のピアサポートの活動として続いています。

私たちが里親になった30年ほど前は特別養子縁組が成立すると養親さんは里親会を辞める方がほとんどでした。当時は「(縁組したことを)隠して育てたい」と思う方が多かったのです。私たちは縁組によって家族になったことをオープンにして育てたいと思いました。また、夫婦で里親登録をしても子育ての負担はほとんどを里母さんが担っていますので、県里親会では「母親の声を活動に反映させてほしい」と活動してきました。県外から講師を迎え、勉強会なども開催してきました。



▲ 2006年夏の北海道旅行で

今、「諦めないでよかった」

信広さん Aは中学生の時、いじめに遭いました。その時、私はAから事情を聞いて担任に説明しに行き、いじめの主犯格の子とその親にわが家へ来てもらい、話し合いをしていじめをやめてもらいました。また、一時、教室に行けず保健室登校になり本人は「委託先が変われば転校できる」と思ったようで、児相に「里親を変えてほしい」と訴えたことがありました。児相の担当者がやって来て話を聞き、「今いる学校でも助けてくれる人もいるよ」と説明。無理せず、見守ることで少しずつ教室に行けるようになりました。

年齢を重ねて中学・高校・短大と環境が変わり、子どもは気の合う友達を見つけることができるようになりました。いじめにはいろいろな方の支援を得て向き合い、最後に卒業できたため学校側からも感謝されました。2人が成長した今、「いろいろあったけれど諦めないでよかった」と思います。

栄子さん 2人の娘への真実告知は、わが家に来て間もないころから「産んでくれたお母さんは別にいる。私はあなたを産むことができなかったけれど、産んでくれたお母さんには感謝している」と話してきました。また、聞かれたら知る限りのことを、嘘をつかずに伝えてきました。Aの生みの母が国民健康保険を滞納していたため、夫に督促状が届いたことがあります。児相の担当者と共に行政の担当窓口へ行き、2度とそのようなことがないようにお願いしました。Aには「生みの親の生活が不安定になれば影響が及ぶ場合もある。負担がかからないようにきちんと対応しなさい」と伝えてあります。Aは20歳の時に生みの母と会いました。その前後にはMに相談や報告をしていたようです。2人の娘のそれぞれの夫にも生い立ちについて話しました。結婚した2人には「何かあったら、いつでも家に帰っておいで」と言っています。



▲ 車中にて



▲ 愛知県里親会連合会会長・柴田寿子さん。国宝犬山城、豊田スタジアム、中部国際空港、豊川稲荷の霊狐塚、徳川家康、将棋の藤井聡太さん（イラスト・京川誠）

主な活動

- 5、3月 里親養育体験発表&子どもの声を聴こう
- 6月 連合会総会
- 8月 ふれあいフェスティバル
- 9月 講演会
- 11月 ジュニアクラブ企画

愛知県里親会連合会での「子ども」とは養育・養子縁組・実子・一時保護等会員の家庭で暮らす全ての子どもを指します。さまざまな立場の子どもを受け入れ、里親はもちろん児相職員や里親支援員・里専など多くの支援者が参加することで里親や子どもの声に寄り添います。柴田寿子会長に話を聞きました。（若林朋子）

愛知県内（名古屋市里親会のエリアを除く）には中央、海部、春日井、一宮、知多、西三河、刈谷、豊田加茂、東三河、新城設楽と10児相があり、現時点では9エリア（1エリアのみ2児相合同）の里親会で活動しています。1児相1里親会としてお互いの顔の見える関係を築いています。

子どもたちの行事としては「子どもたちのOB OG 交流会」を年4回（6、8、1、3月ごろ）開き、7月は作家で椋山大学教授の堀田明美さんを講師に迎えて「読書感想文教室&お楽しみ」、8月には赤ちゃんから大人まで全体参加のふれあいフェスティバル、11月には4年生から高校生年齢までのジュニアクラブ企画（ボーリング大会など年に1、2回）、8・3月に中高生セミナーを行っています。ふれあいフェス以外は保護者の里親が参加せず、心理支援の専門職の大人が子どもの声

を聞くようにしています。多くの大人や子どもとつながることで、子どもたちが今を見て、今までを振り返り、これから先を考えてもらえたら嬉しいです。

里親向けの行事としては9月に講演会を開催、2024年は家庭養護促進協会理事・岩崎美枝子さんの講演会でした。7月と1月は「お父さんサロン懇親会」、12月には「お母さんサロン懇親会」を開き、懇親会の前には児相や里専によるセミナーを行います。3月には「中高生保護者会サロン」を開いています。

愛知県里親会連合会の運営に関わる行事としては6月の連合会総会には9エリアから里親3人（会長、副会長2人）とアドバイザー（児相長）2人、統括福祉司などが参加します。これに先立ち、各エリアでは4・5月にそれぞれの里親会の総会を開きます。5・10月には合同会議（各エリア役員が参加）を開催します。11月に10児相長と里親会連合会（各エリア会長、副会長2人）との意見交換会を開きます。

里親の皆さんは公式LINEも活用して直接連合会と交信したり、情報を得ています。ショートステイ事業も4市で既にスタートしマッチング等連合会もお手伝いしています。里親が学んだスキルを、育児に少し疲れているお母さんたちにも活用してほしいと願っています。

愛知県里親会連合会のホームページ



愛知県里親の登録状況など

愛知県里親会連合会のご紹介にあわせて、愛知県（名古屋市を除く）の里親登録状況や子どもの委託状況などについてみていきます。（木ノ内博道）

▶里親登録の状況は

——養子縁組里親の多いのが愛知県の里親登録の特徴か

福祉行政報告例の2022年度（令和4年度）末の「里親数及び里親に委託されている児童数」によれば、愛知県の里親登録数は633世帯で、東京都（847世帯）、千葉県（694世帯）、埼玉県（664世帯）に次いで大所帯となっています。また、前年は562世帯ですので12.6%の伸びとなっています。全国平均では7.8%ですから伸びは大きいといえるでしょう。

里親の種類別では、養育里親が614世帯（前年度544世帯）、専門里親が27世帯（同27世帯）、親族里親が12世帯（同12世帯）、養子縁組里親が387世帯（同347世帯）となっています。養子縁組里親数387世帯は全国でもトップとなっています。

登録里親に占める養子縁組里親数も61.1%で全国平均の41.6%を大きく上回っています。養子縁組里親の多いのが愛知県の里親登録の特徴といえます。

▶子どもが委託されている里親数は

——委託率は23.4%で全国水準を下回っている

子どもが委託されている里親は148世帯（前年度142世帯）で、登録里親のうち委託されている里親は23.4%になります。全国平均は29.4%ですから愛知県の里親委託率は低いと言えます。たぶん、登録里親の中には養育里親と養子縁組里親のダブル登録があり、それが数値を押し下げているものと思います。

種類別にみると、養育里親への委託は127世帯（前年度113世帯）、専門里親への委託は12世帯（同10世帯）、親族里親への委託は9世帯（同11世帯）、養子縁組里親への委託は6世帯（11世帯）となっています。

養育里親でみる登録里親に占める委託里親の割合

は20.7%で、全国平均28.0%を大きく下回っています。

▶里親に委託されている子どもの数は

——0歳児の委託は全国トップ

見方を変えて、里親に委託されている子どもたちはどうでしょうか。

里親に委託されている子どもたちの総数は194人（前年度182人）。内訳は、養育里親に委託されている子どもは147人（同132人）、専門里親に登録されている子どもは17人（同12人）、親族里親に委託されている子どもは16人（同19人）、養子縁組里親に委託されている子どもは16人（同16人）となっています。

里親に委託されている子どもたちの年齢分布をみると、0歳児が13人と際立っています。名古屋市は0歳児が10人で、全国的にも愛知県と名古屋市で1位2位となっています。養子縁組と子どもの委託の関連は分かりませんが、0歳児委託と養子縁組には関係がありそうです。

▶里親等委託率は

——全国平均をやや下回る20.7%

児童養護施設や乳児院、また里親やファミリーホームに委託されている子どもたちのうち里親とファミリーホームに委託されている子どもたちの割合を“里親等委託率”といいます。社会的養護のなかで家庭養育の進展度合いを判断する指標として使われます。

2021年度末の、全国平均の里親等委託率は23.5%。うち最も多い自治体は福岡市で59.3%となっています。また最も少ない自治体は金沢市で8.6%。愛知県は20.7%で、全70地区のうち上位43番目となっています。

まずは全国平均の23.5%を達成していただきたいものです。

お知らせ

『里親だより』を読んだ感想をお聞かせください。これからの編集の参考にさせていただきます。また、ぜひ取り上げてほしい企画などがありましたらご提案ください。『里親だより』を読んで」と明記のうえ、奥付（P16）の所在地あるいはメールアドレスへ。



サンディエゴ・シアトルでの 里親制度研修レポート

日本財団里親国際調査

日本ファミリーホーム協議会 会長（札幌市里親会理事長）
北川 聡子



2024年5月に行われた日本財団による10日間の里親国際調査で、カリフォルニア州サンディエゴとワシントン州シアトルに行ってきました。

カリフォルニア州サンディエゴ「QPI」

サンディエゴでは、QPI（クオリティ・ペアレンティング・イニシアチブ）という里親養育の新たなムーブメントに出会いました。QPIは、養育中のすべての子どもたちが優れた子育てと永続的な関係を持ち成長できるよう約束する、里親制度の変革のための全米的な運動です。里親そのものの在り方、価値を支えるもので、サンディエゴでは弁護士のキャロルを中心に、「Youth Law Center」（虐待やネグレクトを受けている子どもや若者を支援するセンター）の弁護士たちが中心になって行っていました。メンバーには若手の弁護士2人もいて、彼らは過去に里親や施設で育てられた当事者の方々でした。

QPIには社会的で大切な役割を担う里親の地位の向上と、その使命を果たす里親になっていくためのトレーニングや里親支援機関との連携、エンパワーメントにつながる里親同志の支えあいなど、これからの日本の里親の役割を考えるにあたって非常に大切な示唆を与えられました。

◆赤ちゃんには家庭が必要

キャロルは、たくさんの赤ちゃんが預けられている施設を見て、「赤ちゃんは一人では育てられない」「赤ちゃんは特定の大人が育てないと、成長するにつれメンタルヘルスの問題につながる」と危機感を覚え、郡と州を相手に裁判をおこしました。それは「ただただ赤ちゃんには家庭が必要」とのキャロルの強い思いで、赤ちゃんへの愛だったと思います。裁判では勝訴し、これまで赤ちゃんを預かる場所だったシェルターは、「里親支援」「地域の子育て支援」、「一時保護」などに機能が変わりました。当時一緒に活動した方々も一緒にお話をしてくれました。

「すべて赤ちゃんだったらどんなケアを受けたいかに基づいて考えています。障害のある子どもも、社会的養護が必要になった子どもも家庭で育てられ

るべきです。コミュニティから外すのはおかしい」とおっしゃっていました。

◆里親の地位向上のために

「里親はベッドやホテルではなく、子どもが癒される人間関係を構築する場所です」（キャロル）。そのために里親にはカルチャーシフトが必要だと思ったそうです。「里親は大切なことをしているのだから、社会からもっとリスペクトされる必要がある。地位をもっと上げる必要がある。そして児童相談所、ソーシャルワーカー、実親と里親のパートナーシップで里子を育てることがもっと必要です」（キャロル）。QPIは里親のアドボケーターのような、温かい応援団のような存在だと思いました。

また里親の養育の質を向上させるために、「関係機関とパートナーシップを持ち、子どものことを理解するための研修は欠かせません。エクセレント（優れた）な里親になるにはトレーニングが必要です。トラウマ、発達、アタッチメント、子どもの権利などいろいろな研修を行っています。また支えあうチームも必要です」（キャロル）。

「エクセレントな里親に」という言葉は、里親たちからも何度も聞かれました。

◆里親同志の支えあい（ピアサポート）の大切さ

QPIのメンバーは、それぞれの州によって活動は変わってきますが、里親同志の支えあいをとても重視しています。支援を受けるだけでなく、里親自身が当事者として気持ちをシェアしあったり、養育のアドバイスをしあったりしながらエンパワーメントされていく営みを大切にしていました。

◆実親を支え連携する

日本では珍しいことですが、QPIでは里親が実親のパートナーとしての役割を持つこともあります。あくまでも実親を応援するための里親養育ということで、日本のように里親に行くことで子どもをとられてしまうのではという声はないとのことでした。

20年以上里親をやってきた私ですが、里親や里子に対する理解がない時代は大変な思いをしたこともありましたが、今でも残念ながら日本中で、里親は児相や里親支援センターの上の方から評価されたり、言いたいことが言えないという声を多く聞きます。

日本も家庭養護の新たな時代となってきました。里親を増やすにあたってはQPIのように、里親は社会的に非常に重要な役割を果たしていることを、関係者はもちろん、里親みずからも自信を持って日本中に広く伝えていかなければならないと思いました。

里親同志の語り合いの中で元気になっていくのは、日本もアメリカも変わらないことも実感しました。これから全国に里親支援センターができますが、里親会の役割もますます大事になってくるのではないのでしょうか？「子どもを真ん中に、里親による里親のための支援」です。たくさん学んで、いろいろな人とつながってエクセレントな里親になっていきたいですね。

ワシントン州シアトル「里親支援機関 Amara」

Amaraは1921年に、孤児院から支援機関となりました。ミッションは「全ての子どもと大人が生き生きと生きられるようなコミュニティを作る。人種の違いやLGBTも包括する」です。フォスターケア、キンシップケア（親族里親ケア）、在宅の家族支援、ユース支援などを行っています。組織立っていて、専門家が位置付けられていました。

◆ Amaraが求めている里親

1. フレキシブル
2. 学ぶことにオープンであること
3. コミュニケーション力
4. 子どもに対して支援という気持ちを込めて付き合える人
5. 整理整頓ができる人（環境・情報）
6. 子どもにけじめある生活とルーティンがある事
7. 子どもの人生により良い変化をもたらすことができる人

◆ KINSHIP（親族里親）を重視

親族里親を大切にしている理由は、

- ト라우マの軽減、パーマネンシーの確立につながる
- 行動やメンタルヘルスにより結果がでている
- よりよい兄弟の絆
- 文化的アイデンティティを保護する
- 大人の社会とのつながりももちやすい

以前は養子縁組でしたが、今はキンシップ里親が主流になってきているそうです。

一般の里親と異なり、キンシップ里親は突然里親になるため、カウンセリングや家族支援などが大切になります。3カ月のうちに里親のライセンスをとると、里親手当が同じように支給されるそうで、ここが日本と違います。

◆ 実親支援・ファミリーリソースセンター・ユース支援

- 里親への支援はもちろんあるが、実親のピアメンターを雇い実親への支援も大切にしている。
- 予防的支援としてファミリーリソースセンターがある。サポートの入口を提供する組織、コミュニティサービスの紹介やフードバンク・カウンセリング
- 家族にストレスがかかりすぎると子どもが危険なので、ニーズをキャッチしたらピアの人もサポートに入る
- ユース支援は、若者がdrop in（ふらっと立ち寄る）を大切に、プログラムを組んでいる。メンタルヘルス支援、join in、アドボカシーを大切にしています。

ワシントン州の里親との交流

私たちが訪ねた里親たちは、モッキンバードシステム^{*}を取り入れ、地域みんなで支えあっていました。定期的なミーティング、行事、レスパイトでの預かりなどが行われていました。里親歴35年、ベテランのダイアナに会いました。育てた里子が、アディクシヨンの問題で子どもと離れて暮らすことになり、その子どもを孫のように今育てているそうです。「里親は、子どもを自分の家庭に受け入れることで嬉しいこともあるけれど、悲しみを背負うこともある。それでも子どもを信じて明日に希望をもって生きる存在だ」と涙ぐみながら語ってくれました。国は違っているけれど、里親の子どもへの思いや深い経験に、私も同じ里親として涙が出て止まりませんでした。

アメリカの里親も、子どもへの思いは一緒でした。とても意義ある研修であり、里親としての旅でもありました。

プロフィール 北川 聡子 社会福祉法人麦の子会理事
長。日本ファミリーホーム協議会会長。札幌市里親会理事
長。公認心理師。22年前、社会的養護が必要な通園児
がいたことを機に里親登録し専門里親として障害のある
里子を育てる。

※モッキンバードシステム

近隣の里親家庭同士で養育を支え合うしくみで、アメリカのワシントン州シアトル市にあるモッキンバード・ソサエティから始まりました。複数の家庭が定期的集まってひとつのグループを作り、お互いに助け合いながら子どもたちを養育します。

➔ <https://ifcajapan.org/caregiver/mockingbird-family.php>

◆全国里親会（全里）の動き

▶こども家庭庁訪問

11月14日（木）河村顧問の案内にて、こども家庭庁を訪問しました。要望書を大臣に提出いたしました（参考：6～7ページ）。

〈役員会開催報告〉

▶令和6年度第5回理事会

12月16日（月）ビジョンセンター品川（東京）

内容 内閣府への事業報告について

令和6年度事業執行状況及び補正予算（案）

会長会議&会長研修等

▶令和6年度第1回里親委託等推進委員会

12月16日（月）ビジョンセンター品川（東京）

内容 相談事業について

2025年度の委員会体制について等

▶令和6年度第1回業務運営委員会

12月16日（月）ビジョンセンター品川（東京）

内容 会員規定の検討

2025年度の委員会体制について等

▶令和6年度第3回会長会議&会長研修

2025年1月24日（金）～25日（土）

CIVI研修センター新大阪東（大阪）

内容

会長会議 グループ討議（改正児童福祉法と里親会活動、こどもの権利ノート、里親支援センターの設置状況、自立支援の取り組み、児相への里親の意見表明権、災害時の里親会対応）等

会長研修 「里親子心理支援の実践から」

上野永子氏（静岡福祉大学准教授）

「児童福祉法改正と里親会」

北川拓氏（大阪健康福祉短期大学特任講師）

〈外部団体への行事参加報告〉

▶こども家庭庁 第6回社会的養育・家庭支援部会

2025年1月29日（水）

岩橋理事 オンライン出席

内容 令和7年度予算案と令和6年度補正予算等について、里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議について等

▶超党派「児童の養護と未来を考える議員連盟」総会

2025年1月30日（木）

河内会長 オンライン参加

大西理事、石田事務局長 会場参加

〈感謝〉

▶セイバン様のランドセル

2024年度はランドセル合計234個をいただきました。セイバン様、ありがとうございました。

▶ドミノピザ様「無料でピザ地域支援」

社会的養護の子どもたちのために、ピザをプレゼントしていただきました。ドミノピザ様、ありがとうございました。



▲2024年11月29日（金）贈呈式

◆イベント・行事

▶第11回日本フォスターケア研究大会

12月14日（土）

国立オリンピック記念青少年総合センター（東京）

内容 基調講演「日本の里親は、里親先進国の里親と比べ大事にされているか」講師森和子氏（元文教学院大学教授）、「ユースの声を聴く」等

主催 （一社）日本フォスターケア研究会

▶里親支援センター等人材養成スペシャルフォーラム（旧名称「フォスタリング機関人材養成スペシャルフォーラム」）

里親支援センターなど、里親支援をする人たちのためのフォーラムが大阪と東京で開催されました。全国里親会より岩橋理事がパネリストで登壇しました。

・大阪会場 2025年1月14日（火）

グランキューブ大阪

・東京会場 2025年1月31日（金）

大手町三井ホール

◆その他

▶資生堂子ども財団webマガジン「世界の子ども福祉」

資生堂子ども財団によりwebマガジン「世界の子ども福祉」が公開されています。社会的養護を中心に海外の子ども福祉に関する記事が満載です。

➔ <https://www.shiseido-zaidan.or.jp/child-welfare>

社会的養護の子どもたちへ「すだちず」 & 「とびだシート」

社会的養護の中高生向けwebサイト「すだちず」(<https://sudachizu.net>) と、自立に向けて調べたことや考えたことを自由に書き込めるノート「とびだシート」が制作されました。作ったのは、いずれも里親家庭や施設から巣立った大学生や社会人たち。最初は巣立ちに向けた「子どもの権利ノート」を作る予定で集まったメンバーですが、自分たちで話し合ううち、より子どもたちに伝わるもの、役立つものを目指そうと、現在も里親家庭や施設で暮らす子どもたちの疑問や質問に答える形でwebサイトとして公開しました。また「すだちず」のURLと、中高生への応援メッセージを

載せたノート「とびだシート」(里親会事務局経由で全国の里親家庭の中高生に配布)も作りました。

どちらも社会的養護出身者の経験にもとづく思いのこもった内容になっており、里親子で活用すると子どもの気持ちに気づききっかけにもなります。

(取材協力：すだちず制作委員会かつみさん、しょうりさん、ゆうごさん／朝日新聞厚生文化事業団)



▲ 自立に向けての情報が満載です

委託解除後に実親の下に戻るも、一時保護再び／沖縄の元里親ら児相対応疑問視

沖縄県の里親に児童が委託措置され、その後児童相談所が2022年に措置解除したことのあり方を巡り、沖縄県が第三者委員会を立ち上げて検証した問題について、新たな動きがありました(検証結果は里親だより第136号に掲載)。委託解除された元里親の小橋川学さん(59)や弁護士が2024年12月4日に沖縄県庁で会見を開きました。その会見や会見を報じた地元紙・琉球新報などによると、児童は沖縄県外に住む実親に引き渡されたものの、その直後に実親の事情によって地元の児童相談所に一時保護されたことが分かりました。

児童は生後2カ月から5年以上を元里親夫妻のもとで育ちましたが、児相は22年1月、里親委託を解除しました。児童を元里親夫妻から引き離し、一時保護の後、実親ではなく、県内の別の里親に預けていました。会見によると、児童は24年3月下旬、沖縄から転出し、県外で実親とともに住むことになりました。しかし、4月上旬に実親が養育を続けられなくなり、児童は再び一時保護されました。弁護士を通して状況を把握しました。

小橋川さんは「児相は子ども本人の意向を聞かず、里親が意見を言えば、子どもに会わせなくする。同じことがほかで起きてほしくない」と会見で訴え、児童相談所が子ども中心主義でないと主張しました。

小橋川さんは2023年4月、里親委託解除などを不当として県に対して国家賠償請求訴訟を那覇地裁に起こしました。会見に同席した川津知大弁護士によると、和解に向けて協議していましたが、児童の一時保護を受けて協議を打ち切ったそうです。

一連の児童相談所の対応は社会問題化し、沖縄県は22年4月、外部の有識者による調査委員会を設置しました。23年2月発表の最終報告(概要版)は、児相が実親と里親の対立構造をつくりだし、児相側の弁護士が法的な対応を全面的に出すことで福祉的な対応を放棄し、子ども中心主義が消滅したと指摘しています。また、里親には法的権利がなく、権利を保障するための法整備が必要と提言しました。



▲ 記者会見した元里親の小橋川学さん(右から2人目)
=2024年12月4日、沖縄県那覇市の沖縄県庁

2024年10月15日～2025年1月14日 (木ノ内博道)

- ▶ **卒アル** 卒業アルバムの写真を使ってディープフェイクポルノを作られる被害が相次いでいる。
- ▶ **AI画像** AI画像を検索すると、児童の性的な画像が出てくることがある。実在しない児童=生成された性的画像は法規制の対象外であるため混乱が起きている。しかし実在する被害者がいないとはいえ、性的に虐げられた子どもの画像に多く触れることで子どもを「性的対象」として扱ってもよいという認識が広まってしまうので取り締まりの対象にすべき、と話す識者もいる。
- ▶ **校内盗撮** 高校生がバイト感覚で盗撮に手を染めるケースが増えている。着替え風景など。ネットで販売する。
- ▶ **虐待認定前も面会制限可能** 虐待と認定する前の疑いの段階でも親と子の面会の制限が可能との判断をこども家庭庁が示し、児童虐待防止法を改正するとの見解。
- ▶ **こども若者シェルター** こども家庭庁は「こども若者シェルター」の運用指針案をまとめた。親権者の同意はいらないと明記。年度内に作成する。
- ▶ **キラキラネームの説明書き** 2025年5月26日施行の改正戸籍法で、キラキラネームなど一般的な読み方でない新生児の名前の届け出があった場合、自治体が親らに対して理由を示す説明書きをを求める運用を予定していることが分かった。
- ▶ **プレコンセプションケア** こども家庭庁は、若い世代が性別にかかわらず性や妊娠・出産について正しい理解を持ち、健康管理ができるよう推進するとしている。
- ▶ **介護休業・子ども理由も** 厚生労働省は、企業などが従業員の介護休業を認定する際に使う判断基準用紙に子どもの介護も対象だと明記する方針。これまで医療ケア児や障害児を育てる労働者から申請しづらいとの声が上がっていた。
- ▶ **特活** 日本の小学校独自の特別活動。教室の掃除、給食の配膳、児童会活動、運動会など、子どもたちの1年間の生活や役割分担に取り組む姿を密着撮影したドキュメンタリーが海外で話題を呼んでいる。
- ▶ **マタニティマーク・双子三つ子版** こども家庭庁はマタニティマークの多胎児版を作製した。
- ▶ **無理心中は虐待** 無理心中で亡くなる子どもは過去20年間で635人にのぼり、それは児童虐待死者数の約4割にあたるという。無理心中が虐待であるという認識が社会に薄く再発防止策も進んでいない現状がある。
- ▶ **定員内不合格** 公立高校入試で、定員割れでも不合格になる現象が各地で起きている。国の方針が曖昧で、学びについていけないなどと高校側が判断したため。複数の受験生が差別だとして人権救済を申し立てている。
- ▶ **国連女性差別撤廃・最終見解** 国連の女性差別撤廃委員会は日本の女性政策に最終見解を出した。夫婦別姓の導入のほか、人工妊娠中絶をめぐる配偶者の同意を不要とするなど。
- ▶ **養育費の最低額** 改正民法で、離婚時の養育費の支払いを取り決めていなくても最低限の額を請求できる仕組みが新設されたが、法務省は具体的な金額を議論する検討会を設けた。改正法の施行は26年5月。
- ▶ **5歳児健診** こども家庭庁は来年度から5歳児健診の普及に補助をすとした。発達障害などの早期発見につなげるため。
- ▶ **男性の育児離職** 育休を取得する男性が増えている。一方で理解のない上司の風当たりの強い職場もあり、育児のために離職をする男性も増えている。
- ▶ **匿名相談** 子どもの命を守るため匿名で相談できるLINEや電話がある。子育てが苦しい、親からいやなことをされるなど。
- ▶ **ベビーボックス** 韓国に数か所あり、親が子を匿名で預けられる。親が赤ちゃんを置いていっても、子どもの安全が確認されれば保護責任者遺棄罪に問われない。
- ▶ **養護から漏れた「虐待被害者の若者」支援** 虐待を受けながら社会的養護につながらず大人になった、かつての子どもたちをどう支援していくのか。児童福祉法の改正で本年度からこうした子どもや若者たちを支援していく取り組みが始まったが、実際は社会的養護の退所者フォローで手一杯という。
- ▶ **学校相談** 文部科学省は、保護者から学校への問い合わせについて民間事業者が一括して受け付けるモデル事業を実施する。教員の負担軽減のため。
- ▶ **里親に多様な家庭** 東京都内で法律婚でない里親家庭が増えている、と東京新聞の調査。23年度末時点で32世帯が同性カップルか単身者、事実婚家庭だった。

編集
後記

3歳から育ててきた娘も高校3年生となり、大学進学に向けて七転八倒する一年を過ごしました。委託当時では想像もできなかったほど社会的養護を取り巻く環境は変わり、大学進学のために様々な支援で負担も少なくなっていることを学びました。一方で、景気の影響なのか、企業からの支援は少なくなっている感覚もあります。これから進学する子どもたちにとって障壁とならないといいなと願っています。(齋藤)

里親だより 第143号 発行日 2025年(令和7年)2月20日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:河内 美舟
編集人:岩橋 泉 編集:船矢 佳子・齋藤 直巨・若林 朋子・島袋 貞治・木ノ内 博道・古根川 淳也 印刷所:株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <https://www.zensato.or.jp> E-mail info@zensato.or.jp